

東北マリンサイエンス拠点委員会の議事運営等について

平成23年11月2日
東北マリンサイエンス拠点委員会

(趣旨)

第1条 東北マリンサイエンス拠点委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(委員会)

第2条 主査は、委員の互選により定める。

2 委員会は、主査が招集する。

3 主査は、委員会の議長となり、議事を整理する。

4 主査に事故があるときは、委員会に属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 主査は、必要があると認めるときは、委員会に必要とする者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員会の公開)

第3条 委員会及び委員会の資料は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は非公開とすることができる。

一 個別利害に直結する事項に係る案件

二 前号に掲げるもののほか、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第4条 主査は、委員会の議事録を作成し、委員に諮った上で、これを公表するものとする。

2 委員会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、主査が委員に諮った上で当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。